

「東田橋」架け替え工事に伴う交通規制について

石橋中学校西側の姿川に架かる「東田橋」は、老朽化により損傷が著しく、補強修繕が困難なことから、現在の橋を取り壊して、同じ位置に架設する工事を施工します。工事に伴い、概ね平成26年1月上旬から平成28年3月下旬までの間、車両通行止めとなります。自動車や農耕車は、

通行できませんので、上流の長田橋または、下流の細谷橋へ迂回をお願いします。

なお、歩行者や自転車の方が通行できるように、現在の橋の北側に仮設橋を設置しますのでご利用ください。関係者の皆様には、長期間ご不便やご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先
建設課 ☎(48) 2113



東田橋架け替え工事迂回路案内図

労働保険適用促進強化期間「1人でも雇ったら、入ろう。労働保険」

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、保険給付はそれぞれ別個に行われます。労災保険給付に要した費用の一部を徴収することもあります。

労災保険は、労働者が業務上または通勤途上で負傷した場合、あるいは不幸にも死亡された場合に労災保険法の規定により、負傷した労働者または遺族に対し補償を行うもので、保険給付は労働基準監督署で行っております。

なお、事業主が故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災保険給付に要した費用の一部を徴収することになっていきます。
失業した労働者の生活の安定と再就職を促進
雇用保険は、労働者が失業した場合に失業給付金の支給

を行い、失業した労働者の生活の安定と再就職を促進し、併せて労働者の福祉の増進を図るための事業を行う制度で、保険給付は公共職業安定所で行っています。

労働者を使用する事業主は加入することが義務付けられています

「労働保険」は、労災保険法と雇用保険法の規定により、労働者を使用する事業主は、加入することが義務付けられていますので、まだ加入していませんので、まだ加入して続きをされていない事業主は最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所で加入手続きをしてください。

問い合わせ先
栃木労働基準監督署
☎ 0282(24) 7766

小山公共職業安定所
☎(22) 1524

消費税法改正のお知らせ

平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する

等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

1 消費税収入の使途が明確化されました。

2 消費税率を引き上げることとされました。

3 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。

4 任意の中間申告制度が創設されました。

5 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

また、平成25年6月に成立した「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。)により、総額表示義務の特例が設けられました。くわしくは国税庁のホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

問い合わせ先
栃木税務署法人課第一部門
☎ 0282(22) 1805